

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
○指定介護予防サービス等に係る効果的な支援の方法に関する指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

○水産技術総合センターの使用に関する規則

○衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額を廃止する告示

告 示

ページ

（財政課）

（市町村課）

（同）

（長寿社会政策課）

（同）

（障害福祉課）

（同）

（農村振興課）

（水産振興課）

（環境生活総務課）

九

六

五

四

三

○手数料条例第二条第一項の表二百九十九の項1イの知事が指定する者について

（建築宅地課）

九

規 則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則（平成十二年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「額」の下に「（別表十の項に掲げる手数料の場合、その額が二千円を超えるときは、二千円）」を加える。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表に次のように加える。

十 表二百九十七の項及び二百九十八の項に規定する手数料

経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる者が申請するとき 十割

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年宮城県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「三の二の項タ」を「三の二の項ソ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、第十九項から第二十一項までを削り、第二十二項を第十八項とし、第二十三項を第十九項とし、第二十四項を削り、第二十五項を第二十項とし、第二十六項から第三十八項までを五項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定療養通所介護（第八十条―第九十五条）」を「第二節 削除」に改める。
第五十七条第五号中「第八十二条第三項」を「第八十二条第四項」に改める。

第六十八条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第

七項とする。

第六十九条第一項第一号イ中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）」に改める。
第七章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第八十条から第九十五条まで 削除

第九十六条第一項中「第六十八条第七項及び第八項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第一百八十八条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護（以下この条において「指定地域密着型通所介護」という。）」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護
附則第二項中「第九十四条」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則附則第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則附則第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護予防サービ

ス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年宮城県規則第二十八号）附則第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第三号中「指定通所介護事業者等」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第八項中「第七項まで」を「第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第二項から第七項まで」に改める。

第六十七条第四項中「及び第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項及び第三項」を加え、「前二項」を「第一項及び第二項」に改める。

第七十九条第二項中「第六十八條第二項から第五項まで」を「第六十八條第二項から第五項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第四項の改正規定（前二項）を「第一項及び第二項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第八十条第三項第一号中「登録者をいう。」の下に「以下同じ。」を、「通いサービス、」の下に「条

例第六十三條第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第七十条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「小規模多機能型居宅介護事業所に」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所に」に改め、同項第二号中「通いサービス、」の下に「条例第六十三條第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第七十条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同項第三号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第四号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に改め、「通いサービス、」の下に「条例第六十三條第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第七十条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第九十一条第一項中「利用定員」の下に「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者」と条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第六十三條第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第七十条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第三十六条第二項において準用する指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を加える。

第二百二十條第二項中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三項中「第六十三條第二項」を「第六十三條第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第六十三條第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十

二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第六十三条第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第七十条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第三十六条第二項において準用する指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第六十三条第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二百二十七条第二項中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三項中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第七十条第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に

応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第六十三条第二項の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第七十条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第三十六条第二項において準用する指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第七十条第二項の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八十条第三項第一号の改正規定（小規模多機能型居宅介護事業所に）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所に」に改める部分に限る。は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

排水路	あつては、二千ヘクタール）未満のもの	
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るもの）にあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五
排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るもの）にあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るもの）にあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九

に次のように加える。

国営施設応急対策事業	三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業	百分の三十

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

水産技術総合センターの使用に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

水産技術総合センターの使用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮城県水産技術総合センターの使用に関し、水産技術総合センター使用料条例（平成二十八年宮城県条例第三十六号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可等)

第二条 宮城県水産技術総合センター水産加工開発部水産加工公開実験棟の機器（以下「機器」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第一号）を宮城県水産技術総合

センターの所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、使用許可書（様式第二号）により機器の使用を許可するものとする。

3 前項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る機器の使用に、同項の使用許可書を携帯し、所長の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用料の額)

第三条 条例第二条第一項に規定する規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の徴収)

第四条 条例第三条の規定による使用料の徴収は、知事の発行する納入通知書により行うものとする。

(使用料の減免)

第五条 条例第四条の規定により使用料を減免する場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体が公益のために使用する場合で、所長が必要と認めるとき。
- 二 公益を目的とする団体が県内産業の振興を図るために使用する場合で、所長が必要と認めるとき。
- 三 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた県内の水産加工業者又は漁業に従事している者が使用する場合で、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第四条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書（様式第三号）を所長に提出しなければならない。

(委任)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

機器使用料

種 別	金 額
圧搾機（搾汁機）	一時間につき 一五〇円
圧搾分離器	一時間につき 二五〇円
遠心脱水機	一時間につき 二〇〇円
カタクチイワシ用中骨取り開き機	一時間につき 三五〇円

調味加工関連機器										原魚加工関連機器																			
両面焼成機	ボイル槽	フライヤー	半自動バキュームシーマー	二重釜	縦型ミキサー	立型式高速カッター	卓上冷凍肉スライサー	スチームコンベクションオーブン	伸展機	真空冷却機	真空フライヤー	自動包あん機	サーモンスライサー	過熱水蒸気調理機	アイスクリームマシン	リファイナー	フードミキサー	冷温風乾燥機	バンドソー	チョッパー	成型機	ステイックブレンダー	スクリュープレス	真空凍結乾燥機	湿式粉碎機	魚体処理システム装置	サイレントカッター	小型サイレントカッター	急速凍結機
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
一〇〇円	三五〇円	四五〇円	一〇〇円	四五〇円	一〇〇円	一五〇円	一〇〇円	四五〇円	一五〇円	七五〇円	三五〇円	二〇〇円	六五〇円	一〇〇円	二五〇円	一五〇円	二〇〇円	二〇〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	二五〇円	四〇〇円	二五〇円	四五〇円	二五〇円	一五〇円	七五〇円	

粉砕関連機器	燻製関連機器	包装関連機器
粉砕機	ふるい振とう機	電子スモーク装置
一時間につき	一時間につき	一時間につき
一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
		スモークマシン
		密着真空包装機
		多用型真空包装機
		卓上真空包装機
		自動成型真空包装機
		シーラー
		カップシーラー
		レトルト殺菌装置
		冷却水循環装置
		一時間につき
		二五〇円
		一時間につき
		九五〇円
		一時間につき
		一〇〇円
		一時間につき
		一〇〇円
		一時間につき
		三〇〇円
		一時間につき
		一〇〇円
		一時間につき
		一五〇円
		一時間につき
		一五〇円
		一時間につき
		三五〇円
		一時間につき
		一〇〇円

様式第3号 (第5条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

宮城県水産技術総合センター所長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

印

TEL
FAX

下記のとおり使用料の全部（一部）を免除されるよう申請します。
記

減免を受けようとする理由

使用者の氏名

所属する組合※

備考

※ 組合とは、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律に基づき組合をいう。

(注) 水産技術総合センターの使用に関する規則第5条第1項第3号の規定に該当するとして、減免を受けようとする場合は、以下の書類を添付して下さい。

- 1 申請者が組合に所属している場合は、市町村長が発行する被災証明書又は罹災証明書
- 2 申請者が組合に所属していない場合は、市町村長が発行する被災証明書又は罹災証明書及び県内の水産加工業者又は漁業に従事している者であることが確認できる書類

告 示

○宮城県告示第二百九十号

衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額を廃止する告示を次のように定める。
平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

衛生試験手数料条例第一条の規定による手数料の額を廃止する告示

衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額（平成十六年宮城県告示第三百九十五号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百九十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、同法第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請及び同法第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に係る手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第二条第一項の表二百九十九の項1イの知事が指定する者は、次の各号に掲げる技術的審査等の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- 一 非住宅部分の認定に係る技術的審査等 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代行し、若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。）
 - 二 住宅部分の認定に係る技術的審査等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関及び登録建築物調査機関
- 平成二十八年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩